

単位について

- ①授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で、本大学が定める時間の授業をもって 1 単位とします。
*45 時間の学修は、授業時間と自己学習の時間の合計となります。
- ②1 年間の授業を行う期間は 35 週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他の本大学が定める期間を単位として行うものとします。
- ③履修登録した科目且つ当該科目の授業時間数の 3 分の 2 以上出席し、試験、レポート等の成績を一定以上修め、合格と認められた学生に定められた単位が与えられます。
- ④学科目の性質により、講義、演習、実習に大別され、教室における授業時間数が同じであっても、その単位の計算を異にすることがあります。
- ⑤自由選択科目を履修し、合格した場合は、修得単位として取り扱いますが卒業要件単位には含まれません。

履修について

学生は、北里大学学則に定められた授業科目を履修しなければなりません。定められた期間に北里大学教学ポータルから履修登録を行う必要があります。登録した科目を変更する場合も同サイトから行います。なお、一度登録した科目は、履修登録変更期間を除き変更ができませんので、十分検討したうえで履修科目を決定してください。

(1) CAP 制

過度な授業出席時間（授業内学習時間）を軽減するために、年間に登録できる単位数に上限を設け、その分、学生の自発的な学習時間を確保することを目的として、年間の履修登録単位数は 50 単位未満とします。自由科目は上限単位数に算入しません。

なお、不合格科目も単位数に含まれますので注意が必要です。

(2) 履修登録及び履修変更

履修登録は、本年度に履修する授業科目を登録するための極めて重要な申告です。履修登録に際しては、以下の内容及び別途配付「Web 履修登録システム登録方法」をよく読んで、登録すべき授業科目及び単位数等を確認してください。

履修登録期間： 4 月 7 日（月） ～ 4 月 11 日（金） [前期・後期・通年科目]

履修変更期間： 4 月 16 日（水） ～ 4 月 17 日（木） [前期・後期・通年科目]

9 月 8 日（月） ～ 9 月 9 日（火） [後期科目]

登録方法： Web 履修登録システム（教学ポータル）

《注意事項》

- ①必修科目は事前に登録されていますので、選択科目、自由科目の登録をしてください。
- ②履修登録を行う前に1年分の履修計画を立て、履修のルールは守られているか、無理のない履修計画になっているか確認してください。特に、卒業に必要な選択科目の単位数が不足しないように留意してください。
- ③指定期間外の履修登録・変更は受け付けません。
- ④履修登録をしていない科目は、受講することができません（試験を受けても無効となります）。
- ⑤同一時限に2科目重複して履修することはできません。
- ⑥登録した科目は、教学ポータル「履修確認」から確認してください。誤りがあった場合は、所定期間に履修変更を行ってください。
確認及び修正の届出を怠り、誤った科目が登録されていた場合でも「不可」の評価が付きます。

前期開講1週目の授業について

- ・必修科目は、決められたクラスの授業をさっそく受けてください。
- ・選択科目及び自由科目は、履修登録を行っていない科目でも授業に参加可能です。履修を検討している授業に出席してみたくうえで履修科目を決定してください（時間割の都合上、履修登録・変更期間後に開講する科目もあります）。

(3) 再履修

1) 必修科目

下級年次の必修科目に不可を有して進級している場合、以下のルールに従い、当該科目を翌年度以降に再履修する必要があります。

- ・再履修科目は、健康科学部授業時間割の該当科目の開講時限とします。
- ・再履修科目と在学年次配当の必修科目の開講時限が重複する場合は、在学年次配当の必修科目の履修を優先し、再履修科目は別途履修することになります。別途履修する再履修科目の実施方法については、配付するシラバスを参照してください。
- ・再履修科目は Web 履修登録システムから履修登録ができないため、履修登録期間内に教務課窓口にて手続きをしてください。

2) 選択科目

選択科目については、以下のルールに従い、当該科目を翌年度以降に再履修、又は当該科目の単位数に相応する科目を選択履修する必要があります。

- ・履修する際は、健康科学部授業時間割の開講科目のうち、在学年次配当必修科目及び再履修科目の授業時限と重複しない科目とします。

- ・下級年次の選択科目を履修する際は、Web履修登録システムから履修登録ができないため、履修登録期間内に教務課窓口にて手続きをしてください。

(4) 既修得単位認定申請について

本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、60単位を超えない範囲で所定の要件を満たし、教育上有益と認められるときは、申請に基づき、審査を経て本学部における修得単位として認定します。

なお、認定できる科目の範囲は、健康科学部1群科目、2群科目、3群科目及び4群科目です。

申請期間： 4月1日（火）～4月7日（月）

申請可能科目： 2025年度入学生…2025年度1年次開講科目
2024年度入学生…2025年度2年次開講科目

申請書類： 既修得単位内容確認申込書 1部
学業成績証明書 1部
卒業した大学等の学修要綱（シラバス）写し※ 1部
※当該科目を履修した年度のシラバスを準備してください。

《注意事項》

- ・単位が認定された学生には、単位認定通知を交付します。
- ・単位を認定された科目であっても、聴講し再学習することができます。
聴講を希望する場合は、事務室教務課まで申し出てください。
- ・単位を認定されても、学費は減免されません。
- ・既修得単位認定を受けた学生は、
 - ①北里賞の対象外となります。
 - ②認定された科目が配当されている年度の北島賞の選考対象外となります。